滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条の規定に基づき、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例について、専門的な調査検討を行うため、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会(以下、「小委員会」という。)を設置する。

# (所掌事項)

- 第2条 小委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行うものとする。
  - (1) 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例に関すること。
  - (2) その他、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討にあたり必要な事項に関すること。

### (会議の開催)

- 第3条 小委員会の会議は、滋賀県障害者施策推進協議会会長(以下、「会長」という。)が招集する。
- 2 小委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

# (委員)

- 第4条 小委員会の委員は、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条第2項に基づき、の規定に基づき、学識経験者、関係団体の役職員、関係行政機関の職員等から会長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

#### (委員長)

- 第5条 小委員会に、委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、小委員会の会議の議長として会議の進行を行う。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指 名する委員がその職務を代理する。

## (庶務)

第6条 小委員会の運営に必要な事務は、健康医療福祉部障害福祉課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、別に 定める。

# 付 則

1 この要綱は、平成31年1月31日から施行する。

# 付 則

1 この要綱は、令和2年3月18日から施行する。